

特定医療費支給開始日について

①

以下のどちらか早い日

- 臨床調査個人票に記載の診断年月日 ※重症度基準を満たさない場合は無効（記載がない場合等は川崎市から難病指定医に問い合わせます。）
- 軽症高額該当の基準を満たした日の翌日 ※確認書類が無い場合は無効（該当月のみしか確認ができない場合は同月末日とします。）

②

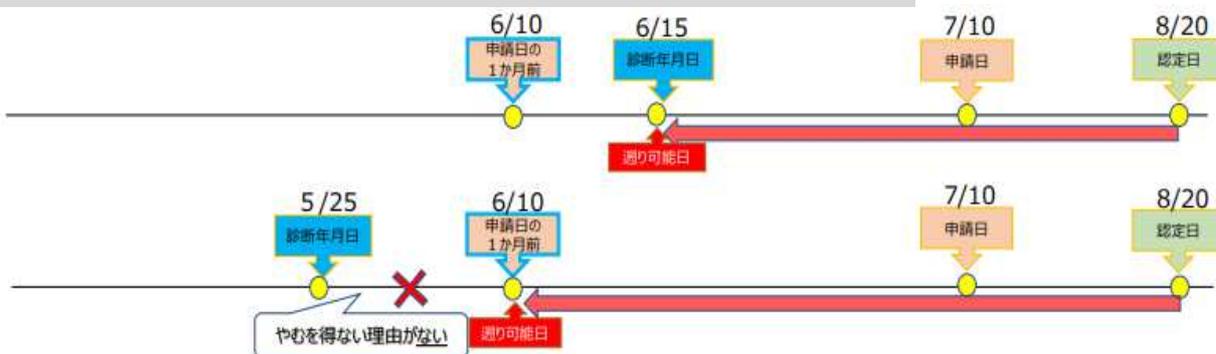
以下のどちらかの日

- 原則どおり申請日の1か月前の日
- やむを得ない理由があるため、申請日の3か月前の日
（診断書（臨床調査個人票）の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した等）
※ 仕事、受験、進学、育児、失念、転居、身内の不幸、その疾病の診断に時間を要した等の理由は適用対象外です。

①か②のどちらか遅い日が支給開始日です。

※法施行日である令和5年10月1日より前に遡ることはできません。

（例1）②が原則どおり申請日の1か月前の日の場合



（例2）②がやむを得ない理由があるため、申請日の3か月前の日の場合



※軽症高額の場合も同様（診断年月日を軽症高額該当基準を満たした日の翌日に置き換える。）

※区窓口で申請する場合の「申請日」は「区窓口で受理された日」、郵送による申請の場合の「申請日」は、消印日ではなく、「川崎市健康福祉局国民年金・福祉医療課に届いた日」です。

申請が遅れたことのやむを得ない理由の例

※診断年月日等から1か月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由がある場合は、申請日から最大3か月の助成開始時期の遡りの対象となります。

※以下を参考に申請書のチェックボックスを記載してください。

※その際、証明書類等の提出は必要としません。

□ 臨床調査個人票の受領に時間を要したため

- 「診断がついた」あと「臨個票の受領まで」に申請者の責めに帰さない理由により時間を要したケース
※診断後1か月以内に臨個票を受領した場合でも、残りの期間が少なく1か月以内に申請することが難しい場合も含む。
- × 「診断がつく」までに時間を要したケースは想定していない。

□ 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

- 成年患者本人や申請者である保護者が、体調面の理由により準備に時間を要したケース
- 成年患者本人や申請者である保護者が、自分以外の家族等の看護や介護におわれていたケース
※体調面の原因は、申請する疾病に限らない。（認知機能・高齢による身体機能の低下も含む。）
※代理人の有無やその代理人による申請の可否は考慮しない。

□ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため

- 地震、豪雨、豪雪、津波等に被災したことにより準備に時間を要したケース
- 感染症により行動制限が必要であるケース
※地域における災害等の状況を鑑み、やむを得ない理由として差し支えない。

□ その他

- 医療機関から診断を受け臨床調査個人票を発行されているが、DV被害を受け（女性相談所で一時保護を受ける等）、申請手続きのために直ちに動けなかった。
- 離島患者において、医療機関が遠隔地（島外）にあり、臨床調査個人票を受領後、治療のため帰島することができず、申請書類の準備や提出に時間を要したため 等
- × 「仕事の都合」により1か月以内に申請できなかった場合
- × 子育てで忙しく申請できなかった場合
- × 申請を失念していて、診断日より1か月以上経って前倒しを希望された場合
- × 患者本人や申請者である保護者に身内の不幸があった場合
- × 患者側における事情として、受験・進学・転居等の私的な事由の場合